

前橋市立図書館資料収集方針及び選定基準

前橋市

平成25年 3月13日制定
平成25年10月 7日改正
平成26年 3月12日改正
平成30年 4月 2日改正
平成31年 4月 5日改正
令和 2年11月13日改正
令和 4年 6月 1日改正
令和 4年10月 1日改正
令和 5年 3月 1日改正
令和 6年 4月 1日改正

前橋市立図書館資料収集方針

(基本方針)

前橋市立図書館は、大正5年から蓄積されてきた資料を、市民の知識文化の貴重な財産として、将来にわたって継承するとともに、今後も図書館法（昭和25年法律第118号）の精神に基づき、公共図書館の目的である「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、住民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する」ため、次の視点により資料収集を図ることとする。

- 1 「図書館の自由に関する宣言」（公益社団法人日本図書館協会1954年採択）の立場を尊重して収集する。
- 2 資料の収集、提供に携わる図書館員は、自立的規範としての「図書館員の倫理綱領」（公益社団法人日本図書館協会1980年総会決議）を尊重して、その職務を遂行する。
- 3 利用状況・蔵書構成にも十分配慮し、新鮮さ・魅力性を保ち、各分野の基本的な資料を収集する。
- 4 市民の要求を踏まえて組織的かつ系統的に資料を収集する。また、潜在している要求や将来想定される要求も考慮する。
- 5 次の内容の資料は、研究目的の利用も考慮し、選定に当たっては、保存方法や提供方法を含めて慎重に検討する。
 - (1) 人権やプライバシーを侵害するおそれのあるもの
 - (2) 特定の機関や団体の宣伝となるもの
 - (3) 暴力や犯罪を容認したり、残虐性を助長するもの
 - (4) 性的表現が過激なもの
- 6 この収集方針及び選定基準における用語の意義は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 前橋市立図書館
前橋市立図書館設置条例（昭和25年条例第286号。以下「条例」という。）第2条に規定する前橋市立図書館をいう。
 - (2) 本館
前橋市立図書館のうち、条例第2条の2に規定する分館以外のものをいう。
 - (3) こども図書館
条例第2条の2に規定する分館のうち、前橋こども図書館をいう。
 - (4) 分館
条例第2条の2に規定する分館のうち、こども図書館以外のものをいう。
 - (5) 停本所等
市民の利用に供するために設けた停本所及び民間委託文庫をいう。

(収集資料の種類)

7 収集する資料の種類は一般書、児童書等（児童書、絵本、紙芝居を指す。以下「児童書等」と言う。）コミック、参考資料、郷土資料、貴重資料、新聞、雑誌、視聴覚資料等とし、収集する資料の形態は図書・雑誌などの紙媒体の資料、録音・映像などの視聴覚資料、電子書籍とする。

(資料収集の分担)

8 本館、こども図書館、分館及び停本所等において、それぞれの役割と機能に応じた蔵書構成に留意するとともに、前橋市立図書館全体の体系的な資料の充実を図る。

9 本館は、中央館としての役割を担い、こども図書館（児童書等は除く。）、分館及び停本所等に対する資料提供及び保存の機能をもつ。そのため、各館が収集する資料に加え、より広範にわたる資料及び参考資料、郷土資料、その他の資料を収集する。

10 こども図書館は、前橋市立図書館本館の補助機関として児童書等の保存機能を持つ。おおむね中学生以下を対象とし、児童書等を中心に子ども達のさまざまな事柄への興味・好奇心を満たし、自身の可能性を伸ばす助けとなる資料を収集するとともに、子どもを取り巻く大人たちに子育てに関する多様な情報を提供するための資料を収集する。

11 分館は、地域の図書館として一般教養、実用、趣味及び娯楽に関する一般書のほか、日常生活に役立つ参考資料及び児童書等の収集を基本とする。

12 停本所等は、限られた収容力のなかで市民の多様なニーズに応えるため、小説、実用書、児童書等を中心に利用の高いと思われる図書資料を収集する。

(資料選択の組織)

13 収集資料の選定に当たっては、図書館職員で組織する資料選定委員会で選定し、図書館長が決定する。

(市民の要望や意見の尊重)

14 リクエスト（未所蔵資料の利用希望を言う。以下「リクエスト」と言う。）を受けた資料については、この方針に基づき積極的に応えることを基本とし、収集方針に合致し、多くの利用が見込まれるものは収集する。資料提供という手段としてのみリクエストを取扱うのではなく、市民のニーズを把握する手だてとしてリクエストを活用し、資料充実に役立てる。また、所蔵が無い資料で図書館間の相互貸借制度を活用できる図書資料については、これを利用して提供を行う。

以上の収集方針に基づき、前橋市立図書館は、資料を収集するものとし、具体的には以下の選定基準により収集するものとする。

1 一般書の選定基準

(総則)

- (1) すべての分野にわたって、入門的なものから専門的なものまで選定の対象とする。専門書は、学術的なものばかりでなく、実務的なものも選定の対象とし、必要なものを収集する。
- (2) 意見の分かれる分野では、主要なものを中心に、多様な意見の図書を収集する。
- (3) 制度の改廃、新しい技術、新しいテーマなど、常に時代の変化に留意する。
- (4) 形態が特殊な図書や高額な図書の選定に当たっては、保存方法や提供方法を含めて慎重に検討する。
- (5) 個人が占有し、利用することを目的とする図書は、収集しない。

第0類 総記

「総記」に属する図書は、主題がいくつかの分野にまたがった、あるいは他のどの分野にも属さない主題を扱ったものと考えられるので留意する。

000 総記

- ・知識、学問一般及び情報科学については、入門書、解説書を中心に収集する。

010 図書館

- ・入門書、解説書を中心に基本的な資料を収集する。
- ・図書館運営にも活用できるものを収集する。

040 一般論文・講演集

- ・雑著は、最近の話題を反映しているものを、厳選して収集する。(049)

050 逐次刊行物

- ・逐次刊行物として発行されたものでも、必要があれば図書として収集、保存する。

080 叢書・全集

- ・主要な叢書、全集を収集する。

第1類 哲学

- (1) 哲学、心理学、宗教は、人間の根幹に関わる分野なので、教養を高めるような図書を収集する。
- (2) 哲学、心理学は、基礎的学問として他の学問と多くの隣接分野をもち、宗教は芸術や文学などに大きな影響を与えているので、分野がまたがる図書も収集する。

100～130 哲学

- ・哲学・思想関係の資料は、主要な哲学者・思想家の著書を中心に、伝記、解説書、研

究書等まで幅広く収集する。

140 心理学

- ・入門的なものや実用的なものを中心に収集する。

150 倫理学・道徳

- ・人生訓は、利用も多いが、出版点数も多いので、厳選して収集する。

160～190 宗教

- ・宗教関係の資料は、中立かつ公正な立場を守り、特定宗教に偏ることなく、各宗派の原典や解説書を中心に収集する。
- ・宗教家の著作や、各宗教の聖人の伝記などを幅広く収集する。

第2類 歴史・伝記・地理

- (1) 利用の多い分野なので、一般向けに書かれた読み物をはじめ、入門書、解説書、研究書まで、多様なレベルの資料を数多く収集する。
- (2) 特定の歴史観や学説に偏らないよう、多様な観点の資料を収集するように努める。
- (3) 通史、時代史、地域史などの叢書類は、幅広く収集する。

210 日本史

- ・地方史は、おおむね県単位で収集する。

220～270 各国史

- ・各国史は、基本的な資料を中心に収集する。

280 伝記

- ・伝記は、日本人、外国人とも、幅広く収集する。
- ・伝記は、被伝者について記述の信頼性の高いものを、特定の人物に偏らないように収集する。

290 地理

- ・各国の地誌・旅行案内は、見やすく新しいものを収集する。最新版に留意し、可能な限り新しい情報を、提供するように努める。
- ・特に、県下及び近隣都県の資料は、積極的に収集する。

第3類 社会科学

- (1) 時事性の高い分野なので、多様な観点に立つ資料を幅広く収集し、常に新鮮なものを揃えるように努める。
- (2) 各分野の基本的な資料を体系的に収集する。
- (3) 日常生活や実務に必要な実用書は、新しい資料を数多く収集する。
- (4) 新しく生まれる社会的諸問題に関する資料は、積極的に収集する。

310 政治学

- ・多様な観点の資料を幅広く収集し、偏りがないようにする。
- ・古典的なものも時事性のあるものも収集する。

320 法律

- ・法律書は、法改正に伴って常に新しいものを提供できるよう、資料の更新に留意する。
- ・各分野の基本書、多様な学説、資料を幅広く体系的に収集する。

330 経済学

- ・入門書、実用書から、古典的な著作まで、体系的に収集する。
- ・経済理論は、古典から現代経済に至るまで、多様な学説を幅広く収集する。

340 財政

- ・政策の変化に伴って、常に最新の情報を得られるよう、資料の更新に留意する。

360 社会学

- ・社会的関心に則したテーマを機敏に捉えて収集する。
- ・生活に密接に関わる分野なので、実用書についても幅広く収集する。
- ・政策、法律の改正に伴って、常に新しいものを提供できるよう、資料の更新に留意する。

370 教育

- ・市民にとって関心の高い分野なので、多様な観点の資料を、積極的に収集する。
- ・学校教育資料ばかりでなく、生涯学習の観点からも資料を、幅広く収集する。

380 風俗習慣・民族学

- ・社会的関心が高いため、幅広く収集する。
- ・冠婚葬祭については、実用的で新しい資料を、積極的に収集する。

第4類 自然科学

- (1) 自然科学は、その進歩と変化が著しい分野なので、最新の情報を提供できるよう資料の更新に努める。
- (2) 入門書、概説書を中心に収集する。
- (3) 専門書については、必要に応じて収集する。

410～440 数学・物理学・化学・天文学

- ・最新の学問の傾向に留意する。

450 地球科学・地学・地質学

- ・地震、自然災害など関心の高い分野は、積極的に収集する。

460～480 生物学

- ・図鑑など親しみやすい資料は、積極的に収集する。

490 医学・薬学

- ・医学的な根拠のない治療法、健康法を紹介した資料に留意して、幅広く収集する。

第5類 技術・工学・生活科学

- (1) 科学技術の進歩は著しく、変化も激しいので、情報が遅れないように資料の更新を図る。
- (2) 科学技術の最近の動向に気をつけ、分かりやすく書かれたものから、専門的なものまで、幅広く収集する。
- (3) 趣味や日常生活に役立つ資料も、幅広く収集する。

510 建築工学・土木工学

- ・ゴミ問題や公害、自然保護など環境問題は、市民にとって大きな関心事であるので、積極的に収集する。(518, 519)

520 建築学

- ・実用的なものから専門的なものまで、幅広く収集する。

530 機械工学

- ・原子力については、安全性など意見が分かれるので、様々な観点の資料を、幅広く収集する。

540 電気通信・情報工学

- ・通信技術やコンピュータの分野は、技術開発が早く変化が激しいので、新しい資料を揃えるよう努める。

590 家政・生活科学

- ・生活に役立つ多種類の実用的な資料を収集する。

第6類 産業

- (1) 市民が各産業の概略を理解するのに役立つ入門書、概説書を中心に収集する。
- (2) 趣味や実用に役立つ資料は、幅広く収集する。
- (3) 産業の新しい動向について分かりやすく書かれた資料は、積極的に収集する。
- (4) 前橋市の産業振興に役立つ資料は、積極的に収集する。

610 農業経済

- ・食糧問題など社会的関心の高いものは、積極的に収集する。

620 園芸

- ・園芸・ガーデニングについての資料は、実用性の高いものを収集する。

640 畜産

- ・ペットについての資料は、飼育に関する実用書を中心に収集する。

第7類 芸術・スポーツ

- (1) 芸術・スポーツは、入門書から専門書まで、幅広く収集する。
- (2) 美術全集・画集・写真集は、評価の高い基本的なものを中心に収集し、高価なものは、厳選して収集する。

760～770 音楽・演劇・映画

- ・各分野の基本的な資料に加えて、時事性・話題性のあるものを、幅広く収集する。

780 スポーツ・体育

- ・スポーツ・体育は、各分野の基本的な資料を中心に収集し、実技をはじめ、観戦者の観点に立った資料も収集する。
- ・新しいスポーツに関する資料についても、積極的に収集する。また、ルールの改廃にも留意する。

790 趣味・娯楽

- ・趣味や実用に役立つ資料を、幅広く収集する。

第8類 言語

教養、趣味、実用に役立つ資料を収集する。

第9類 文学

- (1) 市民の関心が高く、最も利用の多い分野なので、各ジャンルにわたって豊富な資料を、幅広く収集する。
- (2) 全集は、できるだけ、幅広く収集する。

文学作品

- ・現代の小説、エッセイは、利用が多いので、幅広く収集する。
- ・詩歌、戯曲は、主要な作家のもの、評価の高いものを中心に収集する。
- ・翻訳作品は、訳の相違に留意する。
- ・古典文学についての資料は、異なる校注・現代語訳も、幅広く収集する。

2 児童書の選定基準

(総則)

- (1) 読書を通じて創造性や想像力を養い、心身の成長を豊かに育む資料を幅広く収集する。
- (2) 読書への関心を高めるため、様々な興味や知識欲に応える資料、課題解決に役立つ

資料を発達段階に応じて幅広く収集する。

- (3) ブックリストや書評誌・紙を参考にして、評価の定まったものについては、積極的に収集する。
- (4) 形態が特殊な図書や高額な図書の選定に当たっては、保存方法や提供方法を含めて慎重に検討する。
- (5) 個人が占有し利用することを目的とする資料、貸し出しに際して破損等不都合が生じる恐れのある資料は収集しない。
- (6) 分館については、基本的な資料を所蔵したうえで、幅広い資料提供ができるようにする。

第0～8類

- (1) 子どもの興味・関心、知識欲に応えられる資料を幅広く収集する。
- (2) 子どもたちが自ら楽しめる資料を収集する。
- (3) 最新の情報や、研究成果に基づく資料に留意し、更新内容やその意義についても考慮して収集する。
- (4) 図版・写真・イラスト等が効果的に用いられ、実用的でわかりやすく表現されたものに留意する。
- (5) 学校のカリキュラムにも留意し、調べ学習などの学習活動にも役立つ資料を収集する。

第9類（文学）

子どもの知的・情緒的経験を広げ、想像力や空想力を養う資料を幅広く収集する。

絵本

- (1) 物語絵本は、絵と文が調和していて、想像力や空想力を養うのに十分な作品を収集する。
- (2) 知識絵本は、最新かつ正確な知識に基づいていて、用語やその使い方が正しいものを収集する。
- (3) 乳児向け絵本は、絵がはっきりとしていて、擬音やリズム感があるもの、実生活との結びつきが感じられるものを収集する。
- (4) 大型絵本は、読み聞かせ活動の支援として、こども図書館を中心に収集する。

紙芝居

画面の絵と語られる文が調和していて、集団で楽しめるものを収集する。

3 コミックの選定基準

コミックは、原則として、既に完結した作品で、評価の定まった作品を収集する。

4 参考資料 [R] の選定基準

通読を目的とせず、主として特定の知識、情報を得るための資料を、「参考資料」として収集する。

参考資料は、常に市民が調査、研究できるようにするため、常備資料として収集する。

- (1) 市民の調査研究のために必要な、辞典・事典・年鑑・白書・名鑑・目録・書誌・地図などを、幅広く収集する。また、常に最新の情報・データを提供できるように留意する。特に有用な情報源については、オンラインデータベースによる提供にも留意する。
- (2) 各分野の辞典・事典・図鑑類は、利用を考慮して、収集する。
- (3) 年鑑は、基本的なものを中心に収集する。なお、会社・人事関係の統計・年鑑などは、信頼性の高いものを選択して収集する。
- (4) 白書・統計資料は、インターネット上の情報源やデータベースなどの利用を考慮して、収集する。
- (5) その他の参考資料は、レファレンスサービスの充実のため収集する。

5 郷土資料の選定基準

郷土を知り、郷土の歴史を後世に伝えるため、郷土資料を収集する。

(1) 郷土資料の定義

郷土に関する歴史的な資料及び行政資料を含む今日的な資料に、郷土人の著作を含めて、郷土資料とする。

(2) 収集の範囲

ア 前橋市に関わる資料

- (ア) 前橋市に関係する内容が記載された資料のうち必要なもの
- (イ) 前橋市に在住する個人及び所在する団体が、著作又は発行した資料のうち必要なもの
- (ウ) 前橋市及びその外郭団体等の発行した資料のうち必要なもの

(エ) 前橋市に所在する国及び県の機関又はそれに準ずる機関の発行した資料のうち必要なもの

イ 前橋市を除く群馬県下に関わる資料

(ア) 群馬県全般に関係する内容が記載された資料のうち必要なもの

(イ) 群馬県下の近隣市町村に関係する内容が記載された資料のうち必要なもの

(ウ) 群馬県若しくは群馬県下の市町村又はそれらの外郭団体の発行した資料のうち必要なもの

(3) 郷土資料コレクション

ア 前橋祇園祭礼絵巻（市指定重要文化財）

イ 前橋藩資料

酒井家史料（市指定重要文化財）、松平家記録（県指定重要文化財）、その他前橋藩時代に関する資料

ウ 近世家別文書

木村家、野口家、横地家、岡田家、小島家、高島家資料

エ 郷土人文庫

細谷而楽、司修、井上武士の著作・作品

オ 蚕糸資料

蚕糸業、製糸業関係資料

カ 上毛新聞

(4) 収集に当たっての留意点

ア 図書以外の資料も収集する。印刷物、直筆資料、美術資料、視聴覚資料などがこれに当たる。

イ 冊子体になっていない資料についても、必要に応じて加工、編集して提供するように務める。

ウ ある特定の個人又はテーマについて重点的に収集する必要がある場合は、地域的な範囲に限定せず、収集に努める。

6 新聞の選定基準

- (1) 新聞は、主要な全国紙・地方紙を中心に収集する。
- (2) 主要な全国紙については、オンラインデータベースによる提供にも留意する。

【新聞の保存区分表】※当月含む ● = 寄贈新聞

保存区分	種別	所蔵館	新聞紙名	
2か月保存	新聞	本館	教育学術新聞● 公明新聞● 宗教新聞● しんぶん赤旗●	聖教新聞● 全国商工新聞● 福島民友新聞●
		分館	各種新聞	
2か月保存 (発行後6か月経過したもの)	新聞	本館	茨城新聞● 神奈川新聞● 埼玉新聞● 信濃毎日新聞● 下野新聞●	千葉日報● 新潟日報● 福島民報● 山梨日日新聞●
3か月保存	新聞	本館	The Japan Times ス ポーツニッポン	日刊スポーツ 日経流通新聞
1年保存	新聞	本館	朝日新聞(朝刊) 産経新聞 上毛新聞 東京新聞	日刊工業新聞 日本経済新聞(朝刊) 毎日新聞(朝刊) 読売新聞(朝刊)
		こども図書館	各種新聞	
永年保存	製本新聞	本館 (郷土資料室)	朝日新聞(群馬版) ぐんま経済新聞 群馬建設新聞 産経新聞(群馬版)	上毛新聞 東京新聞(群馬版) 毎日新聞(群馬版) 読売新聞(群馬版)

7 雑誌の選定基準

雑誌は、最新の情報を得られるという特性を踏まえ、市民の日常生活に役立つ主要なものや知的好奇心を満たしてくれるようなもの、話題の読み物など各分野の基本的な雑誌をバランスよく収集する。

【雑誌の保存区分表】※当月含む

保存区分	雑誌の種類
3ヶ月保存	週刊誌
6ヶ月保存	隔週刊、月2回刊、旬刊等
1年保存	月刊、隔月、季刊等、年10回刊、年5回刊
5年以上	群像、芸術新潮、現代詩手帖、思想、ジュリスト、新潮、世界、短歌 中央公論、俳句
永年保存	図書館界、図書館雑誌、現代の図書館

8 視聴覚資料の選定基準

各分野の代表的な作品を中心に、趣味・レクリエーション・日常生活に役立つ資料を、バランスよく収集する。また、視聴覚資料の形態は多様であり、日々変遷している。収集するメディアについては、時代の流れと照らし合わせ、一般的に広く流通し、長く利用が望めるものを収集する。

(1) 音声資料

ア コンパクトディスク（CD）を収集する。

イ 「ポピュラー（洋楽・邦楽）」 「クラシック」 「ジャズ」 など音楽の他、落語や朗読、効果音など、市民の娯楽や教養および実用に資するものまで幅広く選定する。

ウ 定番となっている作品、音楽関連賞受賞作など評価の高いもの、新聞および雑誌等での評価や話題性も参考に選定する。

エ 児童向けの資料は、童謡・唱歌のみならず、児童の情操教育に役立つものを幅広く収集する。

(2) 映像資料

ア DVDを収集することとし、著作権（上映・館内視聴・館外貸出など）許諾済みの資料を選定対象とする。

イ 「洋画」 「邦画」 「アニメ」 などの映画の他、ドキュメンタリーや学習、スポー

ツ、音楽その他の映像作品など、市民の娯楽や教養および実用に資するものまで幅広く選定する。

ウ 定着した評価を得ている作品、映画関連受賞作品など評価の高いもの、新聞および雑誌等での評価や話題性も参考に選定する。

エ 児童向けの資料は、児童の情操教育に役立つものを収集する。

9 電子書籍の選定基準

図書と同様の選定基準に加え、図書がもたない機能を有するものについても幅広く収集する。

- (1) 図書では購入対象としない、書き込み、切り取り式資料が電子書籍されたものを収集する。
- (2) 学習・資格参考書、問題集及びテキスト類が電子書籍化されたものを収集する。
- (3) 立体的な情報を表示することが出来る3D図鑑、資料に記載された情報の音を再現できる等、図書に付加的な情報を伴うものを収集する。
- (4) 音声読み上げ機能等のバリアフリーに対応した機能を有するものを収集する。
- (5) 利用者からの関心が多く、図書の複本として提供ができるものを収集する。

〈参考〉

◆重要度の表現について

	文言	概念
1	厳選して収集する	資料価値、当館蔵書構成上の必要性、他館所蔵状況等を総合的に評価し、慎重に収集するという事。
2	選択して収集する	評価選択して収集する。刊行年や予算、入手方法による制約を付す場合があるということ。
3	積極的に収集する	多様な出版情報を集めて、該当する資料をできる限り多く収集するという事。